

所管部課		まちづくり部 都市づくり課		部長		金子 秀之	
件 名		東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する条例					
	部課機関						
1. 要 旨 本規則は、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」及び「東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する条例」の施行について、必要な事項を定めるものである。 （1）規則の概要 ①趣旨 ②定義 ③報告徴収書等 ④法第13条の規定による措置に係る指導書等 ⑤法第22条の規定による措置に係る助言・指導書等 ⑥協議会の会長 ⑦招集等 ⑧議事 ⑨委員以外の者の出席 ⑩会議の公開 ⑪庶務 ⑫補則 （2）施行日 令和7年4月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） ・令和6年第4回市議会定例会において、条例が原案可決。 ・総務課において審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。